



以下の内容およびPASMO取扱規則、西武鉄道株式会社(以下「西武」という。)の旅客営業規則に同意し、申請します。

同意欄

■PASMO・定期券に関する個人情報の取扱い

1. 本申請書に記載された個人情報は、再発行や払いもどしの手続きに必要な申請内容を確認するために使用いたします。
2. 西武または(株)パスモでは、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。
3. 本申請書に記入していただいた電話番号との通話において記名人以外の方が応対された場合、上記利用目的の範囲内で、電話応対された方に取得した個人情報を知らせる場合があります。

■紛失再発行に関する注意事項

1. 紛失再発行の手続きの後、使用停止情報がすべてのICカード対応機器に配信されるまでの間に使用された、PASMOに記録されている一切の金銭的価値等に関しては、(株)パスモ、当社またはPASMO取扱事業者に補償を求めないこと。
2. 紛失したPASMOを紛失再発行の手続き後に発見した場合であっても、再発行の手続きは取り消せないこと。なお、クレジットカード等のその他の機能と一体となったPASMO(以下「一体型」という。)を除き、発見したPASMOと引替えに、デポジットは返却します。
3. 翌日以降、整理票に記載されたPASMO取扱事業者の窓口において、所定の再発行手数料およびデポジットを支払い、再発行されたPASMOを受け取ること。なお、一体型については、再発行用の媒体を持参し、デポジットを支払わないこと。
4. 再発行されたPASMOの受取りの際、本人確認のための証明書を呈示し整理票を提出すること。なお、一体型については、再発行媒体にかかわる通知も呈示すること。
5. PASMOのうち障がい者PASMO(本人用)または介護者PASMO(介護者用)のどちらか一方を紛失し、紛失再発行の手続きを行った場合、再発行までの間、一部の事業者を除き、もう一方の障がい者用PASMO(本人用・介護者)を使用することはできません。

■障害再発行に関する注意事項

1. 再発行されたPASMOを受け取るまでの間に定期券または企画券区間を乗車する場合は、障害状態となったPASMOと整理票を係員に呈示して乗車すること。代用証を発行された場合は、代用証を呈示して乗車すること。
2. 翌日以降、整理票に記載されたPASMO取扱事業者の窓口において、再発行されたPASMOを受け取ること。なお、クレジットカード等のその他の機能と一体となったPASMO(以下「一体型」という。)については、再発行用の媒体を持参すること。
3. 再発行されたPASMOの受取りの際、障害状態となったPASMO(一体型を除く)と整理票を提出すること。代用証を発行された場合には、あわせて提出すること。なお、一体型については、障害状態となった媒体と再発行媒体にかかわる通知も呈示すること。
4. PASMOのうち障がい者PASMO(本人用)または介護者PASMO(介護者用)のどちらか一方が障害状態となり、障害再発行の手続きを行った場合、再発行までの間、一部の事業者を除き、もう一方の障がい者用PASMO(本人用・介護者用)でのSF利用はできません。

■払いもどしに関する注意事項

1. PASMOを払いもどす場合は、所定の手数料を支払うこと。西武で払いもどしできる乗車券類のみ取り扱い、西武で取扱いできない鉄道定期券・企画券・バス定期券・バス1日乗車券等の乗車券類については、その金銭的価値等を放棄すること。ただし、鉄道定期券・企画券の取り扱えない機器においては、鉄道定期券・企画券を含む払いもどしは行わない。また、放棄した乗車券類の払いもどしを(株)パスモ、西武またはPASMO取扱事業者に請求しないこと。払いもどしをした場合、PASMOの復元および払いもどしの取消しは一切できないこと。
2. クレジットカード等のその他の機能と一体となったPASMOを払いもどす場合、その機能の利用約款等に基づき、その機能もあわせて解約される場合があること。
3. PASMOのうち障がい者用PASMO(本人用・介護者用)を払いもどす場合、障がい者PASMO(本人用)または介護者PASMO(介護者用)のどちらかのみは払いもどしはできません。
4. 障がい者用PASMO(本人用・介護者用)に、同時に発売した定期券等の乗車券類を払いもどす場合、どちらかのみは払いもどしはできません。(一部の事業者を除く。)

■鉄道定期券・企画券の消去に関する注意事項

1. 鉄道定期券または企画券情報を消去する場合、一度消去した定期券または企画券情報の復元はできないこと。
2. 消去した定期券の運賃の払いもどしを西武、(株)パスモまたはPASMO取扱事業者に請求しないこと。

■Suicaに関する取扱い

Suicaについては、紛失再発行・障害再発行の手続きのみ行います。この場合、PASMOに準じた取扱いとなり、上記の内容におけるPASMOはSuica、(株)パスモはSuica発行事業者と読み替えます。なお、一部再発行の手続きができないSuicaがあります。

PASMO再発行登録・払いもどし・定期券・企画券消去をお申出のお客さまは裏面へ ⇒

申請年月日
(西暦)

				年			月			日

※PASMOは(株)パスモの登録商標です。

※SuicaはJR東日本の登録商標です。

裏

面もごさいます。ご確認ください。

